

北上市介護保険条例の一部改正について

令和3年2月18日 全員協議会資料
保健福祉部長寿介護課



- 第9次北上市高齢者福祉計画・第8期北上市介護保険事業計画の試算結果に基づき、介護保険料額を改正するもの。
- 介護保険料に平成30年度税制改正（控除額減少）を影響させないために、所要の改正を行うもの。

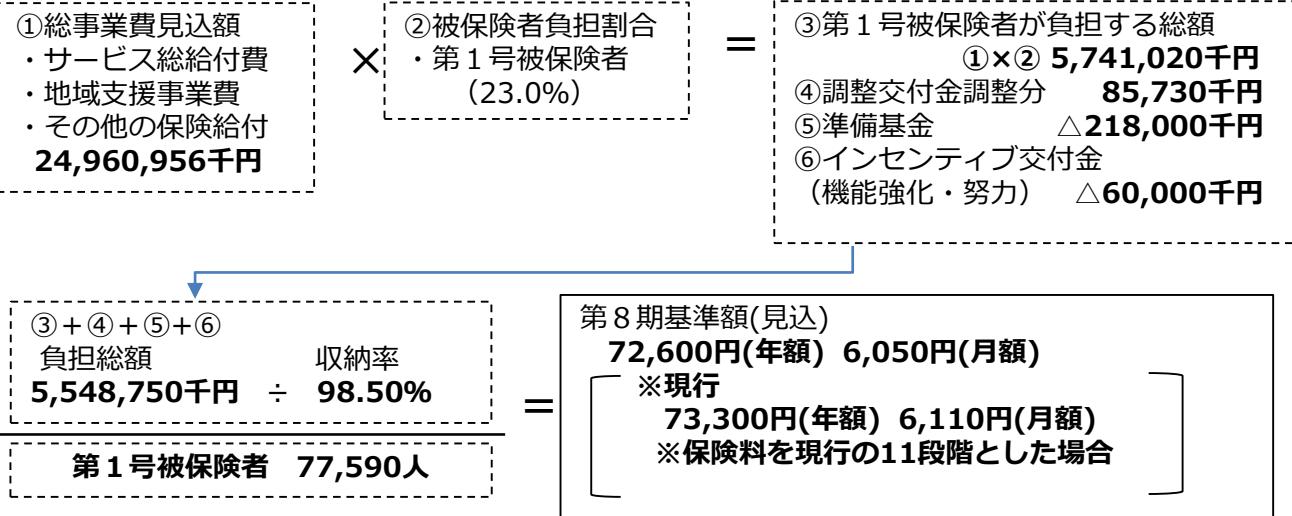
1 介護保険事業費の見込み

- 給付費について、介護報酬改定※等の内容を踏まえ、再算定を行った。
※0.65%（コロナ対応分で別に+0.05%。なお、サービスごと単価が異なる。）
- 見込みとしては、第7期北上市介護保険計画とほぼ同額となった。

＜第8期の介護保険事業費の見込み＞ (千円)

項目	R3年度 a	R4年度 b	R5年度 c	8期計 d(a+b+c)	7期計画額 e	7期実績 見込額 f	比較 e-f
標準給付費見込額	7,652,160	7,806,564	8,035,382	23,494,106	23,444,647	21,932,719	1,511,928
サービス総給付費 (一定以上所得者負担調整後)	7,201,823	7,367,797	7,587,285	22,156,905	22,172,580	20,584,356	1,588,224
その他の給付費など	450,337	438,767	448,097	1,337,201	1,272,067	1,348,363	△76,296
地域支援事業費	478,568	488,757	499,525	1,466,850	1,050,000	1,299,686	△249,686
介護予防・日常生活支援総合事業費	286,260	287,623	289,053	862,936	750,000	802,429	△52,429
包括的支援事業費・任意事業費	192,308	201,134	210,472	603,914	300,000	497,267	△197,267
総事業費見込額	8,130,728	8,295,321	8,534,907	24,960,956	24,494,647	23,232,405	1,262,242

2 保険料の算定フロー



3 第8期計画の保険料段階及び基金活用額について

- 所得区分については、現行の11段階を踏襲する。
- 保険料基準額に対する調整率（最小0.45～最大2.00）についても、踏襲する。
- 令和2年度末基金見込425,691千円(基金現在高 345,897千円+令和2年度積立見込額79,794千円)のうち、52%に相当する218,000千円を活用し、基準額を現行水準から引き下げることにする。

4 保険料額の見込みについて

区分	説明	保険料 割合	改定前 (年額)	改定後 (年額)	差額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 本人の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.45	36,600 (22,000)	36,300 (21,800)	△300 (△200)
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.65	47,600 (36,700)	47,100 (36,300)	△500 (△400)
第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が120万円超	基準額 ×0.75	54,900 (51,400)	54,400 (50,900)	△500 (△500)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税 本人は住民税非課税 本人の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	65,900	65,300	△600
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税 本人住民税非課税 本人の合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円超	基準額 ×1.00	73,300 (基準額)	72,600 (基準額)	△700
第6段階	本人が住民税課税 本人の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	87,900	87,100	△800
第7段階	本人が住民税課税 本人の合計所得金額が 120万円以上200万円未満	基準額 ×1.30	95,300	94,300	△1,000
第8段階	本人が住民税課税 本人合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 ×1.50	109,900	108,900	△1,000
第9段階	本人が住民税課税 本人合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額 ×1.70	124,600	123,400	△1,200
第10段階	本人が住民税課税 本人合計所得金額が 500万円以上1000万円未満	基準額 ×1.90	139,300	137,900	△1,400
第11段階	本人が住民税課税 本人合計所得金額が1000万円以上	基準額 ×2.00	146,600	145,200	△1,400

※低所得者の保険料軽減強化のため、()内の金額に保険料が減額されるもの。基準額に対する減額割合は改正前と同じ。



5 平成30年度税制改正に伴う介護保険料制度の所得指標等の見直しについて

- (1) 税制改正で令和3年度の給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられた。
- (2) (1)に対応する税制の控除は最大10万円であることから、そのままでは収入の変化がないにもかかわらず、差額分の所得指標が最大10万円増加し、介護保険料の負担額が増加する。
また、これは高額介護サービスの所得段階の判定にも影響する。
- (3) (2)を相殺するため、最大10万円の特別控除を設ける。**

例1 (合計所得金額) : 公的年金収入130万円、給与収入70万円

種類	収入	控除		所得		特別控除 見直し分
		改正前	改正後	改正前	改正後	
年金	130	120	110	10	20	10
給与	70	65	55+10※(2)	5	5	
合計	200	185	175	15	25	10※(3)

例2 (合計所得金額) : 公的年金収入100万円、給与収入70万円

種類	収入	控除		所得		特別控除 見直し分
		改正前	改正後	改正前	改正後	
年金	100	100	100	0	0	10
給与	70	65	55	5	15	
合計	170	165	155	5	15	10※(3)

例3 (高額介護サービス所得段階) : 公的年金収入130万円、給与収入70万円

種類	収入	控除		年金収入+その他所得		特別控除 見直し分
		改正前	改正後	改正前	改正後	
年金	130	-	-	130	130	-
給与	70	65	55+10※(2)	5	5	
合計	200	-	-	135	135	-

例4 (高額介護サービス所得段階) : 公的年金収入100万円、給与収入70万円

種類	収入	控除		年金収入+その他所得		特別控除 見直し分
		改正前	改正後	改正前	改正後	
年金	100	-	-	100	100	10
給与	70	65	55	5	15	
合計	200	-	-	105	115	10

6 今後のスケジュール

R03.03.04(木) 3月議会へ議案上程